

諸塚村景観計画



宮崎県 諸塚村

平成28年 3月

目次

① 趣旨	2
② 景観形成の意義	2
③ 良好な景観の形成に関する方針	3
④ 景観計画区域	6
⑤ 制限事項	7
⑥ 景観形成基準	8
⑦ 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	10
⑧ 景観づくり推進体制	11



① 趣旨

諸塚村が積極的に景観むらづくりに取り組み、その実現に向けて推進することを目的に、景観法(平成16年法律第110号。)第8条の規定に基づく景観計画を以下のとおり定めます。

② 景観形成の意義

諸塚村は、総面積の9割以上が森林であり、針葉樹や広葉樹で形成される「モザイク林相」や、国の絶滅危惧種に指定されている「福寿草」や「キレンゲショウマ」等の希少植物など多くの景観資源が存在します。

このような景観を守り育てることは、村民の地域に対する愛着や誇りを育むことに繋がります。また、景観形成を通じて地域住民同士が協力する機会が増えることで地域のつながりを強くし、村民活動の活性化にも繋がります。



③ 良好な景観の形成に関する方針

諸塚村では活気のある商店街や、美しい自然の風景を守り、さらによいものとするために以下に掲げる4つの方針を柱に景観計画を策定することとします。

1. 活気があり自然と調和のとれた商店街周辺の景観づくり

諸塚村の中心市街地においては、「土地利用一体型水防災事業」によるまちなみの再構築を契機に「まちづくりビジョン策定委員会」を立ちあげ、従来型の嵩上げで終わるのではなく、村の中心部に相応しいまちなみにすべく、「諸塚村諸塚地区景観ルール」を作成し、それに合わせた本商店街の再構築を行っています。本景観計画においても「諸塚村諸塚地区景観ルール」に則った基準で策定することとします。



2. 森林や樹木を活用した景観づくり

諸塚村にはモザイク林や希少植物、数多くの名木、巨木が存在します。このような景観資源を活用し、諸塚を訪れた人が、また見に来たいと思うような景観づくりを行いたいと考えています。そのためには天然林の保護や花の咲く木の植樹などを積極的に行い、見る人に楽しんでもらえる環境を整える必要があります。



3. 集落とマッチした景観づくり

諸塚村には美しい田園風景やダム湖等の守るべき景観が多く存在しています。その景観を守り育てることは、これから諸塚村が発展する上で重要な要素になると思われます。例えば七ツ山や川内集落の田園風景は集落と景観がマッチしており、大変美しい風景になっています。また、古園ダム(塚原ダム)は歴史的に価値があり、国指定文化財にも指定されています。このような景観を守り、諸塚村らしい景観を残すことが重要だと思われます。

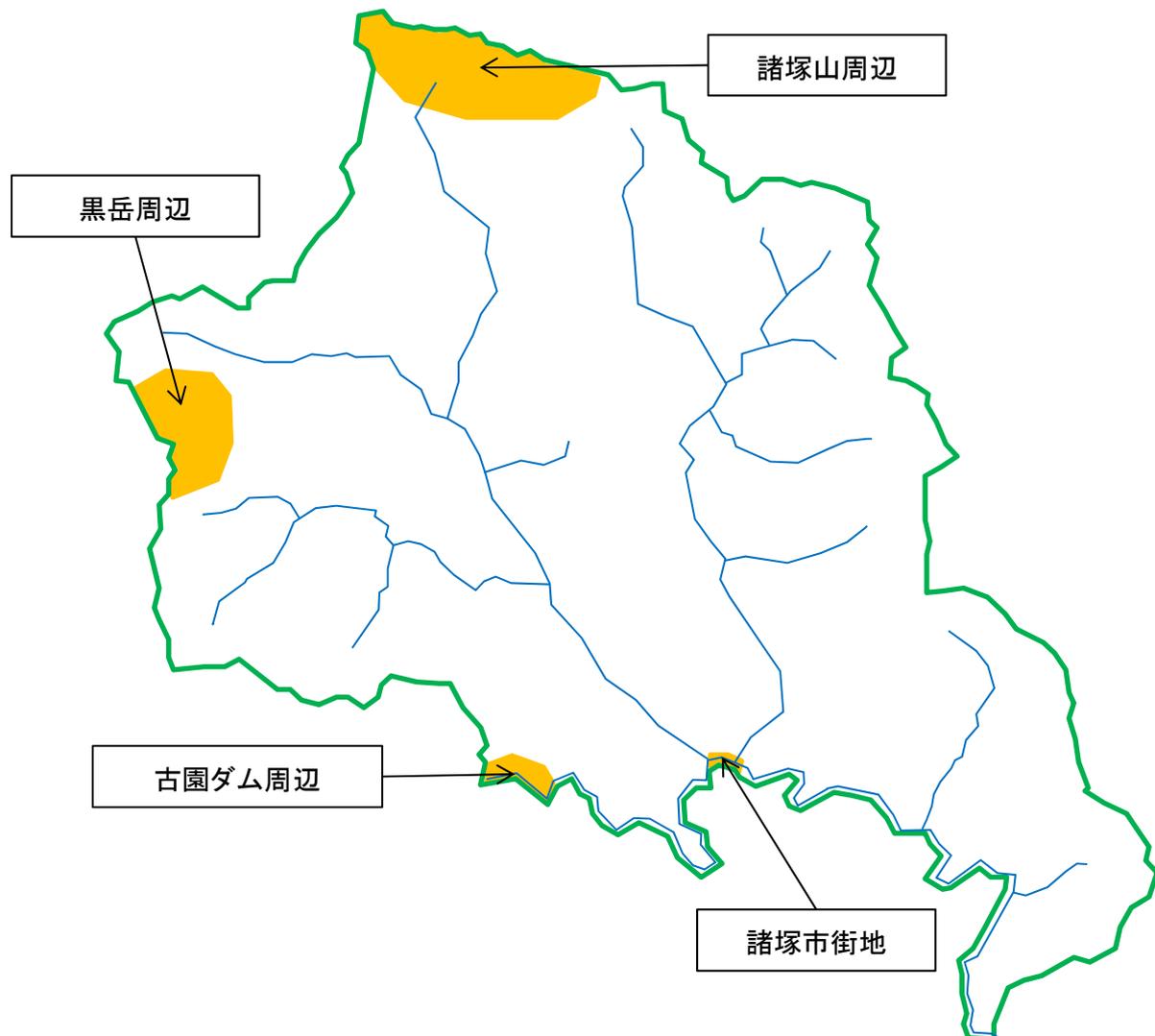
4. 地域を活性化する景観づくり

諸塚村の人口は年々減少傾向にあり、高齢化も進んでいます。このような状況から脱却し、活気ある村になるためには、諸塚にある自然や風景等の景観資源の保護や、沿道整備による観光推進を見据えた景観づくりを行うことが重要と思われます。また、公民館毎に沿道の整備などを行うことにより、地域住民のコミュニティの形成や、地域活動の活性化にも繋がると考えられます。



④ 景観計画区域

諸塚村の景観を将来に渡って美しく保ち、自然との共存や人々の交流を促進させるために次の箇所を景観計画地域に定めます。



黒 岳 周 辺: 福寿草やキレンゲショウマ、モロツカウワミズザクラといった国の絶滅危惧種に指定されている希少植物の群生地やこの地域にしかない固有種の生息地。

古園ダム周辺: 戦前では日本一の高さのダム。当時では国際的にも最新技術で施行された。平成16年に国指定文化財に。

諸 塚 山 周 辺: 諸塚村を代表する山。アケボノツツジの名所。

諸 塚 市 街 地: 諸塚村中心市街。水防災事業を契機にまちなみを統一化。諸塚地区景観ルールに則ったまちづくり。

⑤ 制限事項

良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について

諸塚村の豊かな自然や歴史的な景観を残していくため、景観計画区域内において次の事項において届出を義務付けることとします。

	届出対象行為	届出の規模(要件)
建築物	建築物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	<ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さ(建物の敷地からの高さ)が13m以上又は延べ床面積500㎡以上の新築、増築、改築若しくは移転。 ・前記の規模の建築物又は工作物で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えで、その大部分を変更する場合又は変更以前の色と明らかに異なる色へ変更する場合。
工作物	建築物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	<ul style="list-style-type: none"> ・最高の高さが13m以上の新築、増築、改築若しくは移転。 ・前記の規模の建築物又は工作物で外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えで、その大部分を変更する場合又は変更以前の色と明らかに異なる色へ変更する場合。
開発行為	建築物の建築又は特定工作物(「都市計画法施行令第一条第一項、二項参照」)の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更。	<ul style="list-style-type: none"> ・区域面積1000㎡以上又は法面高5m以上。
その他	良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為。	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外における土石、再生資源等の物件の集積又は貯蔵のうち、集積等の期間が6ヶ月を超えるもので、500㎡以上又は高さ3m以上のもの。

※但し、次に掲げる行為については届出の必要はないこととする。

1. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの「景観法施行令第8条参照」
2. 非常災害のため必要な応急措置として行う工事。
3. その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為。
4. 農林業を営む為の土地の形質の変更。
5. その他特に村長が認める行為。

⑥ 景観形成基準

景観計画区域の景観形成基準を以下のとおり定めます。

形成基準																															
色彩について	<p>○建築物の外壁及び屋根に使用できる色(基調色)について次に掲げる基準によるものとする。</p> <p>[外壁について]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>4以上8未満</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～2. 5Y</td> <td>9以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2. 6Y～5Y</td> <td>4以上8未満</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>4以上8未満</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[屋根について]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>明 度</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0. 1R～10R</td> <td>6以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>0. 1YR～2. 5Y</td> <td>7以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>2. 6Y～5Y</td> <td>6以下</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表中の色相、明度及び彩度は日本工業規格(JIS Z8721)に定めるマンセル着色表に基づくものとする。</p> <p>※表面に着色を施していない木材等の自然素材及び金属板やガラス等の素材色は適応を除外する。</p> <p>※屋根材に日本瓦及び銅板を用いる場合については本基準の適応を除外する。</p> <p>※寺社・仏閣ならびに景観向上に大きく寄与するとして村長が特別に認めたものについては、本適応を除外する。</p> <p>○諸塚市街地については「諸塚村諸塚地区景観ルール」に基づき以下の事項にも配慮することとする。</p> <p>ア) 屋根の形状をできるだけ隣家と合わせることとする。(推奨:切妻)</p> <p>イ) 建物高さは原則8m以下とする。</p> <p>ウ) 駐車場及びその周辺は、全面アスファルト舗装は避け、可能な限り自然素材の利用や緑化に努めることとする。</p>	色 相	明 度	彩 度	0. 1R～10R	4以上8未満	3以下	0. 1YR～2. 5Y	9以下	4以下	2. 6Y～5Y	4以上8未満	4以下	そ の 他	4以上8未満	2以下	色 相	明 度	彩 度	0. 1R～10R	6以下	3以下	0. 1YR～2. 5Y	7以下	4以下	2. 6Y～5Y	6以下	3以下	そ の 他	6以下	2以下
	色 相	明 度	彩 度																												
	0. 1R～10R	4以上8未満	3以下																												
	0. 1YR～2. 5Y	9以下	4以下																												
	2. 6Y～5Y	4以上8未満	4以下																												
	そ の 他	4以上8未満	2以下																												
	色 相	明 度	彩 度																												
	0. 1R～10R	6以下	3以下																												
	0. 1YR～2. 5Y	7以下	4以下																												
	2. 6Y～5Y	6以下	3以下																												
そ の 他	6以下	2以下																													

	エ) 歩道側に庇を設置する。(設置幅:間口の1/3以上、設置高2.5m以上出 幅:1.3m程度)また、軒天には木材を使用すること。
看板及び外構	<ul style="list-style-type: none"> ○看板(屋外広告物)の高さが3m以下となるようにすること。 ○なるべく自然素材を使用すること。 ○使用する色は出来る限り少なくし、派手な色は使用しないこととする。 ○電光掲示板や点滅する照明による広告は使用しない。
送電線、電波塔その他これに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ○やまなみの稜線などへの良好な展望を阻害しない高さとし、極力周囲から見えにくい位置を選定すること。 ○周辺の景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態、意匠とすること。
開発行為、土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○造成を伴う土地の形質の変更は最小限とし、周囲は必要に応じて樹木を植栽するなど、十分な緑化を行うこと。 ○擁壁については、自然石及び自然石を模したブロック、その他景観に配慮した工法を用いること。
屋外における物品の集積又は貯蔵	○集積の高さを出来るだけ低いものとし、道路から見えないように配慮すること。

⑦景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成において歴史的に価値がある建造物や、長い年月をかけて成長した樹木等は重要な要素になります。そのような建造物や樹木において特に重要だと認められるものを、景観重要建造物及び景観重要樹木として定め、保全・活用を図っていきます。

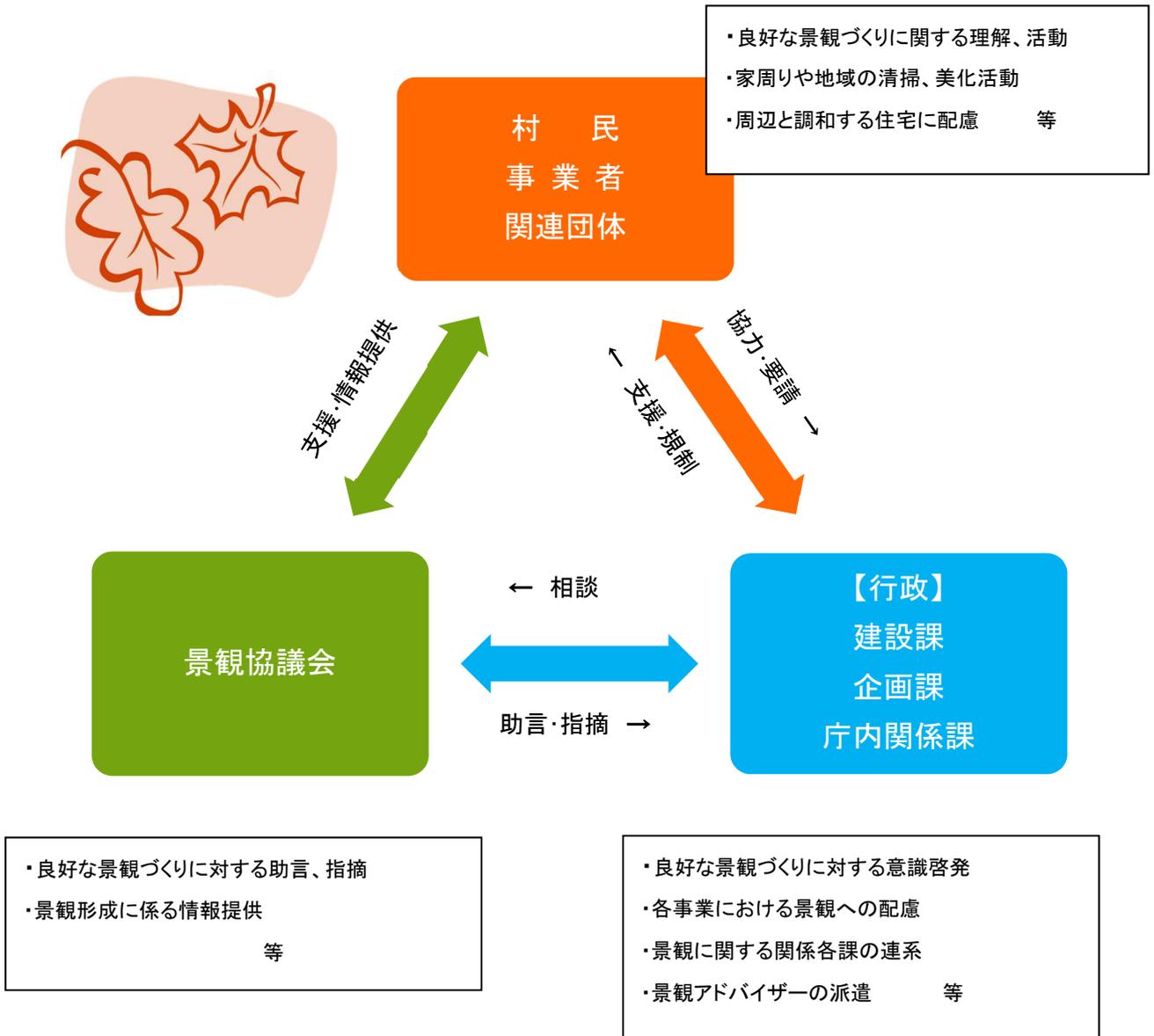
また、指定された建造物や樹木は許可なしに改築や伐採を行うことはできません。

	指定基準
景観重要建造物	<ul style="list-style-type: none">・建築等として美観が優れていること。・歴史的または文化的に価値が高いと認められること。・道路その他の公共の場所から容易に望見されるものであること。 ※ただし、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については適用しない。
景観重要樹木	<ul style="list-style-type: none">・地域の自然、歴史、文化等からみて、景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要であること。・道路その他の公共の場所から容易に望見されるものであること。 ※ただし、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された樹木については、適用しない。

⑧ 景観づくり推進体制

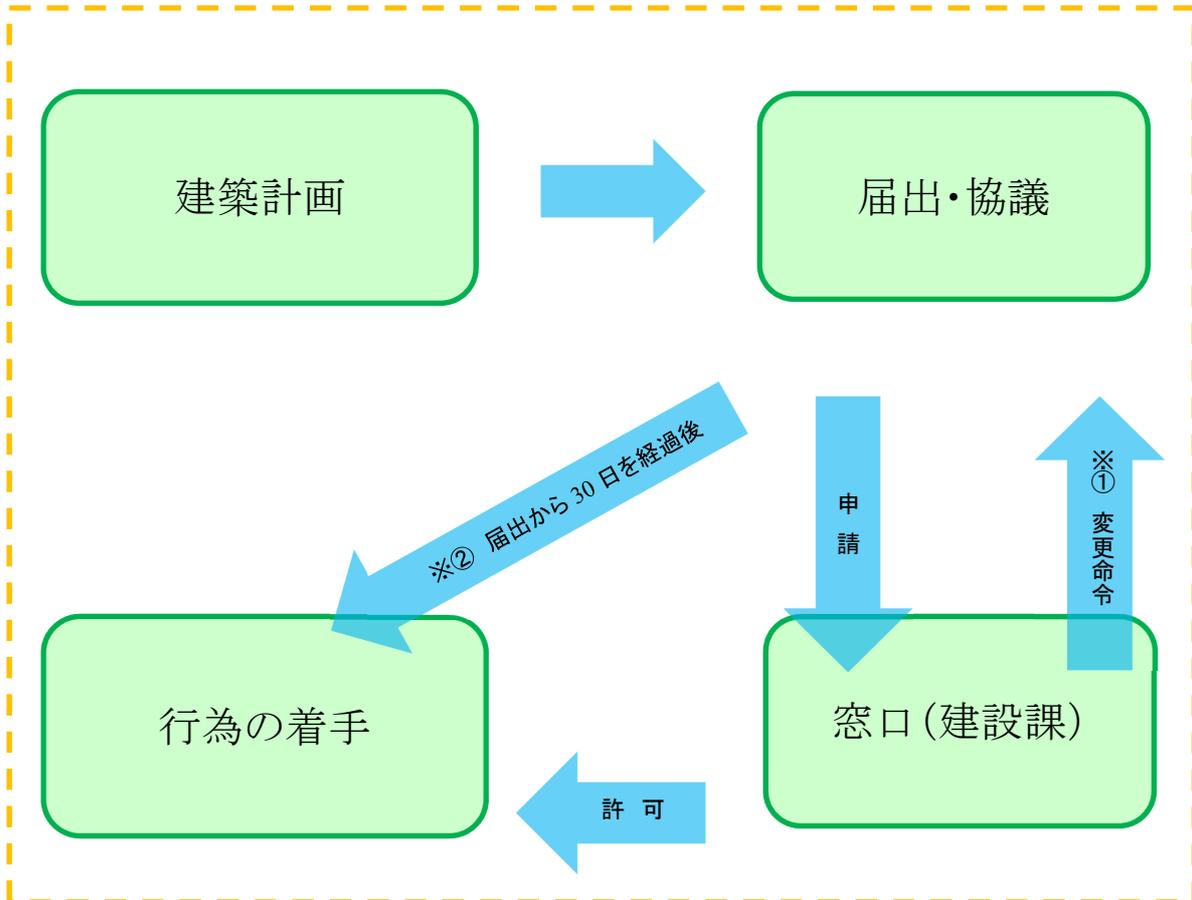
1. 推進体制

村民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携の仕組みを整え、景観形成を総合的に推進します。



2. 審査体制

届出行為の審査体制については諸塚村建設課が窓口となり、届出を受理します。



- ※① (1)届出があった日から30日以内に限り行える。
(2)実地の調査を行う必要があると判断されたとき、(1)の期間中に変更命令を行えない合理的な理由がある場合、90日を超えない範囲でその期間を延長できる。
(3)命令に従わなかった場合、景観計画に定められた建築物又は工作物の意匠制限に適応させる最低限度において、原状回復又はそれが困難な場合、これに代わる必要な措置を取ることが出来る。
- ※② (1)景観行政団体が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
(2)景観法第十六条第一項又は第二項の規定による届出行為において、良好な景観に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、期間を短縮できる。